

付議第7号

高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案 に係る意見聴取に関する議案

平成23年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案説明

この条例は、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）が施行されることを考慮し、県が管理する施設等が暴力団の活動に利用されないよう関係条例について規定の整備をしようとするものである。

高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案

高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成23年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例(平成7年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第8条第1項第3号中「利用者が」を「利用者が第6条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第8条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第11条中「額の」を「利用料金の上限額の」に改める。

第14条第2項中「で定める」を「で定めるものとし、同表備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金の計算」とあるのは「使用料の計算」と、「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」とする」に改める。

第16条第2号中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

(高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(平成8年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第7条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第6条第2項中「利用施設の利用」を「当該許可」に改める。

第7条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第7条第2項ただし書中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

（高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和51年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次項において」を「次項第4号において」に、「利用の許可に関する業務」を「ホールの管理」に、「次項及び」を「同項及び」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第8条第1項第3号中「利用者が」を「利用者が第6条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第8条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第11条第1項中「額の」を「利用料金の上限額の」に改める。

第14条第3項中「同額」を「同額とし、同表の1の(1)の表備考、1の(2)の表備考及び1の(3)の表備考1の規定の適用については、これらの規定中「利用料金の計算」とあるのは「使用料の計算」と、「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」と、「利用料金に」とあるのは「使用料に」に改める。

第17条第1号中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

第24条中「又は設備」を「、附属設備等」に改める。

（高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（次項）」を「（次項第5号）」に、「。次項」を「。同項」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2

号の次に次の2号を加える。

(3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(4) 資料館の管理上支障があると認めるとき。

第8条第1項中「又は第6条の2第1項」を「若しくは第6条の2第1項」に改め、同項第3号中「許可」を「第5条第1項、第6条第1項若しくは第6条の2第1項の許可」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第8条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第14条第2項中「当該規定」を「同表備考1」に改め、同条第3項中「同表備考」を「別表第2備考及び別表第3備考」に、「当該規定」を「これらの規定」に改める。

第17条第1号中「第8条第1項」を「第8条」に、「その他の」を「その他の施設の利用、写真等の撮影又は資料等の撮影等の」に改める。

第24条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

（高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「又は第5条の2」を「若しくは第5条の2」に改め、同項第3号中「許可」を「第5条第1項若しくは第5条の2の許可」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用されると認めるとき。

第7条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第13条第2項中「当該規定」を「同表備考1」に改める。

第16条第1号中「第7条第1項」を「第7条」に、「その他の」を「その他の資料の撮影等又は写真等の撮影の」に改める。

第23条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

（高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例（平成5年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次項」を「次項第5号」に、「、次条」を「並びに次条」に改め、

同条第2項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(4) 美術館の管理上支障があると認めるとき。

第9条第1項中「又は第7条第1項」を「若しくは第7条第1項」に改め、同項第3号中「許可」を「第6条第1項、第6条の2若しくは第7条第1項の許可」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第9条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第15条第2項中「当該規定」を「同表備考1」に改め、同条第4項中「で定める」を「で定めるものとし、別表第2の1の表備考、2の(1)の表備考、2の(2)の表備考及び2の(3)の表備考1の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする」に改める。

第18条第1号中「第9条第1項」を「第9条」に、「その他の」を「その他の施設の利用、写真等の撮影又は美術品等の撮影等の」に改める。

第25条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

（高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次項において」を「次項第5号において」に、「次項並びに」を「同項並びに」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(4) 文学館の管理上支障があると認めるとき。

第9条第1項中「又は第7条第1項」を「若しくは第7条第1項」に改め、同項第3号中「許可」を「第6条第1項、第6条の2若しくは第7条第1項の許可」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第9条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定

に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第15条第2項中「当該規定」を「同表備考1」に改め、同条第3項中「で定める」を「で定めるものとし、別表第2備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする」に改める。

第18条第1号中「第9条第1項」を「第9条」に、「その他の」を「その他の施設の利用、写真等の撮影又は文学資料等の撮影等の」に改める。

第25条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

(高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例(昭和45年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(次項)」を「(次項第4号)」に、「。次項」を「。同項」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第8条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第8条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第11条中「額の」を「利用料金の上限額の」に改める。

第16条第1号中「第7条」を「第7条第1項及び第2項」に改め、同条第2号中「第13条に」を「第13条」に改める。

(こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成10年高知県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「以下この条において」を「以下」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると

認めるとき。

第6条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第7条第1項中「利用の許可を」を「許可を」に改め、同項第2号中「利用の」を削り、同項第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第7条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第13条第2項中「利用料金の」を削り、「で定める」を「で定めるものとし、同表の1の表備考及び2の表備考1の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする」に改める。

第22条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

別表中「(第10条関係)」を「(第10条、第13条関係)」に改め、同表の1中「施設」を「許可施設」に改め、同表の1の表中「第3条各号」を「第4条第1項各号」に改め、同表の1の表備考1を次のように改める。

1 「土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで」には、第4条に規定する休館日又は第5条第1項に規定する利用時間以外の時間(月曜日の午後5時から午後9時までを除く。)に許可施設を利用する場合を含むものとする。

(高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に、「利用の許可に関する業務」を「センターの管理」に、「次項」を「同項」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第5条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第6条中「利用の」を削り、同条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第11条第2号中「第7条の」を「第7条に規定する」に改め、同条第4号中「必要と」を「必要であると」に改める。

第18条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

(高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第3条第2項中「センターの利用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第3条第6項中「第1項の利用」を「第1項」に、「、利用の許可」を「、当該許可」に改める。

第4条中「利用者が」を削り、「、利用」を「、前条第1項」に、「又は利用」を「又は許可」に改め、同条第1号中「この条例又は」を「利用者がこの条例若しくは」に、「の規定」を「の規定又は知事若しくはその命を受けた者の指示した事項」に改め、同条第2号中「利用」を「利用者が許可」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「研究室」を「利用者が研究室」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。ただし、同項第6号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が県の都合によるときは、この限りでない。

第11条中の見出しを「（原状回復義務）」に改め、同条中「第4条」を「第4条第1

項」に、「利用の」を「第3条第1項の」に改める。

(高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成7年高知県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第3条第2項中「センターの利用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第4条中「センターの利用」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「利用の」を削り、「次号」を「以下この条」に、「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「の規定又は知事若しくはその命を受けた者の指示した事項」に改め、同条第2号中「利用の」を削り、同条第3号中「前2号」を「前各号」に、「必要と」を「特に必要があると」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が県の都合によるときは、この限りでない。

第5条中「利用の」を削る。

(高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例(平成22年高知県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第8条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第8条第2項ただし書中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

(森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第6条第3項中「。次項及び次条第3項において同じ。」を削り、同条第4項中「利用の」を削り、「「指定管理者」」を「「指定管理者（次項に規定する許可施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事）」」に、「第3項」と、」を「同項」と、同項第4号中「」に、「「許可施設」」を「「次項に規定する許可施設」」に改め、同条第5項中「利用の」を削る。

第7条第1項中「利用の許可を」を「許可を」に改め、同項第2号中「利用の」を削り、同項第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第7条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改め、同条第3項中「利用の」を削り、「指定管理者」と、」を「指定管理者（許可施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事）」と、」に、「」と読み替える」を「（許可施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、県）」と読み替える」に改める。

第12条中「に定める」を「に定める利用料金の上限額の」に改める。

第15条第2項中「同額」を「同額とし、同表の1の表備考及び2の表備考1の規定の適用については、これらの規定中「利用料金の計算単位」とあるのは「使用料の計算単位」と、「利用料金については」とあるのは「使用料については」と、「利用料金には」とあるのは「使用料には」」に改める。

第17条第1項第1号及び第2項第1号中「同条第4項において」を「同条第4項において読み替えて」に、「準用する同条第1項」を「読み替えて準用する同条第1項及び第2項」に改める。

第24条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

別表第4中「(第12条関係)」を「(第12条、第15条関係)」に改める。

(高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例(平成11年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第4条第2項中「知事は、」を「知事は、暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるときその他」に、「センターの機械器具の利用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改める。

第5条第1項中「センターの機械器具の利用」を「前条第1項」に改め、同項第1号中「利用の」を削り、「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「の規定又は知事若しくはその命を受けた者の指示した事項」に改め、同項第2号中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前各号」に、「知事が」を「知事が特に」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第5条第2項ただし書中「同項第3号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

(高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。第10条第1項第3号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第10条中「又は第7条第1項」を「若しくは第7条第1項」に改め、同条第2号中「許可」を「第5条第1項若しくは第7条第1項の許可」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第4号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第13条中「に定める」を「に定める利用料金の上限額の」に改める。

第16条第1項中「使用料」を「、使用料」に改め、同条第2項中「に定める」を「に定める利用料金の」に改める。

第18条第1号中「行為又は利用の許可等」を「行為又は利用の許可」に改める。

第25条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

(高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例(昭和33年高知県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

(4) 植物園の管理上支障があると認めるとき。

第9条第1項中「又は第7条第1項」を「若しくは第7条第1項」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第9条第2項ただし書中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

(高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例(昭和55年高知県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「月見山こどもの森のキャンプ場又はこどもの森ハウス」を「月見山こどもの森のキャンプ場(以下この条において「キャンプ場」という。)又は月見山こどもの森のこどもの森ハウス(以下この条において「こどもの森ハウス」という。)」に改め、同条第3項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第3号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第8条中「規定、」を「規定、第4条第3項又は第6条第4項の規定に基づく」に改める。

第9条第1項中「又は第6条第1項」を「若しくは第6条第1項」に、「許可の条

件」を「第4条第3項若しくは第6条第4項の規定に基づく許可の条件」に改め、同項第2号中「許可」を「第4条第1項若しくは第6条第1項の許可」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第9条第2項ただし書中「同項第3号の規定に基づき同項の」を「同項第4号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第11条第1号中「第9条第1項」を「第9条」に、「その他の」を「その他の行為又は利用の」に改める。

(高知県漁港管理条例の一部改正)

第19条 高知県漁港管理条例(昭和38年高知県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第17条に次の1号を加える。

(4) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。第24条第1項第4号において同じ。)の活動に利用すると認められる者

第24条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第24条第2項ただし書中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第27条中「額を」を「額を当該利用料金の上限額に」に改める。

(高知県公共用財産管理条例の一部改正)

第20条 高知県公共用財産管理条例(平成12年高知県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「の規定又はこれに」を「又はこの条例の規定に」に改め、同項第2号中「規定による」を「規定に基づき」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の活動に利用すると認められる者

(高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例(平成3年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次項及び第3項」を「以下この条」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第4号において同じ。)の活動に利用される

と認めるとき。

第6条中「又は」を「及び」に改める。

第9条第1項中「許可の条件を」を「同条第3項の規定に基づく許可の条件を」に改め、同項第2号中「利用者が」を「利用者が第5条第3項の規定に基づく」に改め、同項第3号中「利用者が」を「利用者が第5条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第9条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第12条中「額の」を「利用料金の上限額の」に改める。

第15条第2項中「で定める」を「で定めるものとし、同表備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金の計算」とあるのは「使用料の計算」と、「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」とする」に改める。

第16条第1項中「に基づき」を「に基づき第5条第1項の」に改める。

別表中「(第12条関係)」を「(第12条、第15条関係)」に改める。

(高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 高知県立池公園の設置及び管理に関する条例(平成16年高知県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、第5条第1項、第3項及び第4項」を「並びに第5条第1項、第3項及び第4項」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第5条第3項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。第7条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第6条中「許可に」を「当該許可に」に改める。

第7条中「又は第5条第1項」を「若しくは第5条第1項」に、「許可の条件を」を「第3条第3項若しくは第5条第4項の規定に基づく許可の条件を」に改め、同条第2号中「利用者が」を「利用者が第3条第3項又は第5条第4項の規定に基づく」に改め、同条第3号中「許可」を「第3条第1項若しくは第5条第1項の許可」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第10条中「に定める」を「に定める利用料金の上限額の」に改める。

第13条第2項中「同額」を「同額とし、同表備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金の計算」とあるのは、「使用料の計算」」に改める。

第14条第1項中「第7条の規定に基づき」を「第7条第1項の規定に基づき第3条第1項若しくは第5条第1項の」に改め、同条第2項中「又は設備」を「、設備等」に改める。

(高知県立都市公園条例の一部改正)

第23条 高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「規定による」を「規定に基づき」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用すると認められる者

第13条中「第27条第1項の規定に基づき第10条第1項の許可」を「第3条第1項の規定に基づき指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合において、第27条第1項第1号に掲げる業務」に、「当該許可」を「同条第2項において読み替えて適用する第10条第1項の許可（第1号及び第3号において「利用の許可」という。）」に、「許可の条件を」を「第27条第2項において読み替えて適用する第10条第2項の規定に基づく許可の条件（第2号において「利用の許可の条件」という。）を」に改め、同条第1号中「第10条第1項の許可」を「利用の許可」に改め、同条第2号中「許可の条件」を「利用の許可の条件」に改め、同条第3号中「許可」を「利用の許可」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第14条第1項中「第10条第1項」を「第10条第1項（第27条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）」に、「前条」を「前条第1項」に、「若しくは行為」を「、若しくは行為」に改める。

第24条第1項中「利用料の額」を「利用料金の上限額」に改める。

第27条第1項第1号中「利用の許可等」を「特定公園施設の利用の許可」に、「利用の許可の取消し等」を「特定公園施設の利用の許可の取消し等」に改め、同項第2号中「第20条第1項の」を「第20条に規定する」に改め、同項第3号中「第23条」を「第23条及び前条第1項」に改め、同項第5号中「必要と」を「必要であると」に改め、同条第2項中「前項第1号の」を「前項第1号に掲げる」に、「第10条第1項」を「第27条第2項において読み替えて適用する第10条第1項」に改める。

第34条第1項中「又は設備」を「、設備等」に改める。

(高知県港湾施設管理条例の一部改正)

第24条 高知県港湾施設管理条例(昭和29年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第11条中「次の各号に掲げる場合においては、知事は占有又は使用の許可を取り消し、」を「知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占有若しくは使用の許可を取り消し、若しくは」に改め、同条第1号中「許可申請書」を「この条例の規定による許可の申請書」に改め、同条第2号中「この条例に定める占有又は使用について」を「占有又は使用に係るこの条例」に、「違反した」を「違反する事実があった」に改め、同条第3号中「届出をしなかった」を「届出がなかった」に改め、同条第4号中「荷役能力低下防止」を「荷役能力の低下防止」に改め、同条第5号中「占有者又は使用者」を「占有又は使用の許可を受けた者」に改め、同条第7号中「その他」を「前各号に掲げる場合のほか、」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の活動に利用されると認めるとき。

(高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例(平成13年高知県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「以下この条及び次条において」を「以下」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第11条中「に定める」を「に定める利用料金の上限額の」に改める。

第15条第1項第2号中「規定による」を「規定に基づき」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用すると認められる者

第16条中「又は第6条第1項」を「若しくは第6条第1項」に、「許可の条件を」を「第3条第3項若しくは第6条第3項の規定に基づく許可の条件を」に改め、同条第2

号中「利用者が」を「利用者が第3条第3項又は第6条第3項の規定に基づく」に改め、同条第3号中「許可」を「第3条第1項若しくは第6条第1項の許可」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第17条第1号中「許可等」を「許可」に改め、同条第4号中「必要と」を「必要であると」に改める。

第24条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

(高知県海岸管理条例の一部改正)

第26条 高知県海岸管理条例(平成17年高知県条例第79号)の一部を次のように改正する。

第15条中「又は工作物」を「若しくは工作物」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の活動に利用すると認められる者

(高知県工業用水道条例の一部改正)

第27条 高知県工業用水道条例(昭和41年高知県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条中「工業用水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第23条第3号中「第9条及び第10条に規定する」を「第9条第1項又は第10条第1項の規定による」に改め、同条第5号中「に掲げるもの」を「に掲げる場合」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の活動に利用すると認められるとき。

(高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28条 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例(昭和42年高知県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会」を「高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第2条第2項中「青少年センターの利用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1

号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第5条中「青少年センターの利用」を「第2条第1項」に、「又は」を「及び」に改める。

第7条中「青少年センターの利用の許可」を「当該許可」に改める。

第8条第1項中「青少年センターの利用」を「第2条第1項」に改め、同項第1号中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「の規定又は教育委員会の指示した事項」に改め、同項第2号中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前各号」に、「教育委員会が必要と認めた」を「青少年センターの管理上特に必要があると認める」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者が第2条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第8条第2項ただし書中「同項第3号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第10条の見出しを「（原状回復義務）」に改め、同条中「利用の」を「第2条第1項の」に改める。

（高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第29条 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改め、同条第2項中「教育委員会が」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が」に改める。

第4条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に、「次項、」を「同項並びに」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第4条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設等の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第5条中「利用の許可を」を「許可を」に改め、同条第2号中「利用の」を削り、同条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同

項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第11条中「管理は」を「管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき」に改める。

第18条の見出し中「指定管理者の」を削り、同条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

(高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第30条 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第4条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「青少年の家の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第5条第1項中「利用の」を削り、同項第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第5条第2項中「前項」を「前2項」に、「これらの規定」を「前条及び第1項」に、「とあるのは」を「とあり、及び前項中「県」とあるのは、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が県の都合によるときは、この限りでない。

第9条第1項中「第5条」を「第5条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）」に、「利用の」を「第4条第1項（第5条第3項において読み替え

て適用する場合を含む。)の」に改め、同条第2項中「又は設備」を「、設備等」に改める。

第11条第1号中「第4条第1項及び第2項」を「第5条第3項において読み替えて適用する第4条第1項及び第2項」に、「第5条第1項」を「第5条第3項において読み替えて適用する同条第1項及び第2項」に改め、同条第2号中「第6条の」を「第6条に規定する」に改め、同条第4号中「必要と」を「必要であると」に改める。

(高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第31条 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第5条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に、「利用の許可に関する業務」を「青少年の家の管理」に、「次項」を「同項」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第5条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第6条中「利用の」を削り、同条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第10条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「利用の」を「第5条第1項の」に改め、同条第2項中「又は設備」を「、設備等」に改める。

第12条第2号中「第7条の」を「第7条に規定する」に改め、同条第4号中「必要と」を「必要であると」に改める。

(高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第5条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に、「利用の許可に関する業務」を「体育館の管理」に、「次項」を「同項」に改め、同条第2項中「利用を許可しない」を「許可をしない」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第5条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設等の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第6条中「利用の」を削り、同条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第10条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「利用の」を「第5条第1項の」に改め、同条第2項中「又は設備」を「、設備等」に改める。

第12条第2号中「第7条の」を「第7条に規定する」に改め、同条第4号中「必要と」を「必要であると」に改める。

（高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第33条 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第5条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に、「次項」を「同項」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると

認めるとき。

第5条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設等の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第6条中「利用の」を削り、同条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第12条第2項中「同額」を「同額とし、同表の1の(1)の表備考、1の(2)の表備考及び2の表備考の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」に改める。

第13条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「利用の」を「第5条第1項の」に改め、同条第2項中「又は設備」を「、設備等」に改める。

(高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第34条 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第5条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に、「次項」を「同項」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第5条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設等の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第6条中「利用の」を削り、同条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第12条第2項中「同額」を「同額とし、同表備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金」とあるのは、「使用料」」に改める。

第13条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「利用の」を「第5条第1項の」に改め、同条第2項中「又は設備」を「、設備等」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案要綱

1 条例制定の目的

この条例は、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）が施行されることを考慮し、県が管理する施設等が暴力団の活動に利用されないよう関係条例について規定の整備をしようとするものである。

2 主要な内容

県（指定管理者を含む。）が管理する施設等が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設等の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができるように、次の条例の規定の整備をすること。

- (1) 高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（第1条）
- (2) 高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（第2条）
- (3) 高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（第3条）
- (4) 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（第4条）
- (5) 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例（第5条）
- (6) 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例（第6条）
- (7) 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例（第7条）
- (8) 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例（第8条）
- (9) こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（第9条）
- (10) 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（第10条）
- (11) 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（第11条）
- (12) 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例（第12条）
- (13) 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例（第13条）
- (14) 森林総合センターの設置及び管理に関する条例（第14条）
- (15) 高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例（第15条）
- (16) 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例（第16条）
- (17) 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（第17条）
- (18) 高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例（第18条）
- (19) 高知県漁港管理条例（第19条）
- (20) 高知県公共用財産管理条例（第20条）
- (21) 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（第21条）
- (22) 高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（第22条）
- (23) 高知県都市公園条例（第23条）
- (24) 高知県港湾施設管理条例（第24条）
- (25) 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（第25条）

- (26) 高知県海岸管理条例（第26条）
- (27) 高知県工業用水道条例（第27条）
- (28) 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（第28条）
- (29) 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（第29条）
- (30) 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（第30条）
- (31) 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（第31条）
- (32) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（第32条）
- (33) 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（第33条）
- (34) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（第34条）

3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

新 旧 対
新

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（利用の許可等）

第2条 青少年センターを利用しようとする者は、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(3) 青少年センターの管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、青少年センターを利用させることが不相当であると認めるとき。

（利用者の責務）

第5条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、青少年センター内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定並びに教育委員会及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

照 表
旧

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（利用の許可等）

第2条 青少年センターを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、青少年センターの利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 青少年センターの管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、青少年センターを利用させることが不相当と認めるとき。

（利用者の責務）

第5条 青少年センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、青少年センター内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定並びに教育委員会又はその命を受けた者の指示に従わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 利用者は、当該許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は教育委員会の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が第2条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、青少年センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が県の都合によるときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、青少年センターの利用を終えたとき又は第8条第1項の規定に基づき第2条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、青少年センターを原状に回復しなければならない。

第7条 利用者は、青少年センターの利用の許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、青少年センターの利用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。ただし、同項第3号の規定に基づき同項の処分をした場合であって、当該処分が県の都合によるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、青少年センターの利用を終えたとき又は第8条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、青少年センターを原状に回復しなければならない。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（休館日）

第2条 プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後の直近の休日以外の日）

(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるとき又は第11条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要であると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用の許可等）

第4条 学習室（グループ用）、多目的室及び音楽スタジオ並びに多目的室及び音楽スタジオの附属設備（次項第4号において「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（プラザの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。同項並びに次条及び第9条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（休館日）

第2条 プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後の直近の休日以外の日）

(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は第11条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要であると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用の許可等）

第4条 学習室（グループ用）、多目的室及び音楽スタジオ並びに多目的室及び音楽スタジオの附属設備（以下この条において「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（プラザの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次項、次条及び第9条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとき

ときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(3) プラザの管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、許可施設等を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、プラザの管理上特に必要があ

も、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用の許可をしないことができる。

(1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるとき。

(2) プラザの管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、許可施設等を利用させることが不相当と認めるとき。

3 第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可施設等の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、プラザの管理上特に必要があ

ると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定管理者として指定するものにこれを行わせるものとする。

(原状回復義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

ると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第11条 プラザの管理は、法人その他の団体であって、教育委員会が指定管理者として指定するものにこれを行わせるものとする。

(指定管理者の原状回復義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第2条 青少年の家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（利用の許可等）

第4条 略

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(3) 青少年の家の管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、青少年の家を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第2条 青少年の家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（利用の許可等）

第4条 略

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 青少年の家の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、青少年の家を利用させることが不相当と認めるとき。

3 第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、青少年の家の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は教育委員会の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。
- (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、青少年の家の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が県の都合によるときは、この限りでない。

3 指定管理者に青少年の家の管理を行わせる場合における前条及び前2項の規定の適用については、前条及び第1項中「教育委員会」とあり、及び前項中「県」とあるのは、「指定管理者」とする。

(原状回復義務)

第9条 青少年の家を利用する者は、その利用を終えたとき又は第5条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき第4条第1項(第5条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を取り消され、若しくは利

(利用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は教育委員会の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、青少年の家の管理上特に必要があると認めるとき。

2 指定管理者に青少年の家の管理を行わせる場合における前条及び前項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(原状回復義務)

第9条 青少年の家を利用する者は、その利用を終えたとき又は第5条の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、青少年の家を原状に回復しなければならない。

用を停止されたときは、青少年の家を原状に回復しなければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第16条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条第3項において読み替えて適用する第4条第1項及び第2項に規定する利用の許可等、第5条第3項において読み替えて適用する同条第1項及び第2項に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (2) 第6条に規定する使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
- (3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために教育委員会が必要であると認める業務

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第16条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条第1項及び第2項に規定する利用の許可等、第5条第1項に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (2) 第6条の使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
- (3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために教育委員会が必要と認める業務

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第2条 青少年の家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（利用の許可等）

第5条 別表第1に掲げる施設（次項第4号において「許可施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（青少年の家の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。同項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第2条 青少年の家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（利用の許可等）

第5条 別表第1に掲げる施設（以下この条において「許可施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（利用の許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 青少年の家の管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、許可施設を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、青少年の家の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

（原状回復義務）

第10条 青少年の家を利用する者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若

(2) 青少年の家の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、許可施設を利用させることが不相当と認めるとき。

3 第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、青少年の家の管理上特に必要があると認めるとき。

（原状回復義務）

第10条 青少年の家を利用する者は、その利用を終えたとき又は第6条の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停

しくは利用を停止されたときは、青少年の家を原状に回復しなければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第17条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 略
- (2) 第7条に規定する使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
- (3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために教育委員会が必要であると認める業務

止されたときは、青少年の家を原状に回復しなければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第17条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 略
- (2) 第7条の使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
- (3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために教育委員会が必要と認める業務

新 旧 対 照 表

新
高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第2条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（利用の許可等）

第5条 別表第1に掲げる施設及びその附属設備等（次項第4号において「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。同項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

旧
高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第2条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（利用の許可等）

第5条 別表第1に掲げる施設及びその附属設備等（以下この条において「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（利用の許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 体育館の管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、許可施設等を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、体育館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

（原状回復義務）

第10条 体育館を利用する者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しく

(2) 体育館の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、許可施設等を利用させることが不相当と認めるとき。

3 第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可施設等の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、体育館の管理上特に必要があると認めるとき。

（原状回復義務）

第10条 体育館を利用する者は、その利用を終えたとき又は第6条の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止さ

は利用を停止されたときは、体育館を原状に回復しなければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第17条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 略
- (2) 第7条に規定する使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
- (3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要であると認める業務

れたときは、体育館を原状に回復しなければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第17条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 略
- (2) 第7条の使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
- (3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要と認める業務

新 旧 対

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第2条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（利用の許可等）

第5条 別表第1に掲げる施設及びその附属設備等（次項第4号において「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。同項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(3) 体育館の管理上支障があると認めるとき。

照 表 旧

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第2条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（利用の許可等）

第5条 別表第1に掲げる施設及びその附属設備等（以下この条において「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 体育館の管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、許可施設等を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、体育館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

（使用料）

第12条 略

2 使用料の額は、別表第2に定める基準額と同額とし、同表の1の(1)の表備考、1の(2)の表備考及び2の表備考の規定の適用

(3) 前2号に掲げる場合のほか、許可施設等を利用させることが不相当と認めるとき。

3 第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可施設等の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、体育館の管理上特に必要があると認めるとき。

（使用料）

第12条 略

2 使用料の額は、別表第2に定める基準額と同額とする。

については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 略

(原状回復義務)

第13条 体育館を利用する者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、体育館を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

3 略

(原状回復義務)

第13条 体育館を利用する者は、その利用を終えたとき又は第6条の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、体育館を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第2条 武道館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（利用の許可等）

第5条 別表第1に掲げる施設及びその附属設備等（次項第4号において「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。同項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(3) 武道館の管理上支障があると認めるとき。

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第2条 武道館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（利用の許可等）

第5条 別表第1に掲げる施設及びその附属設備等（以下この条において「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 武道館の管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、許可施設等を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、武道館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

（使用料）

第12条 略

2 使用料の額は、別表第2に定める基準額と同額とし、同表備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金」とあるのは、

(3) 前2号に掲げる場合のほか、許可施設等を利用させることが不相当と認めるとき。

3 第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可施設等の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、武道館の管理上特に必要があると認めるとき。

（使用料）

第12条 略

2 使用料の額は、別表第2に定める基準額と同額とする。

「使用料」とする。

3 略

(原状回復義務)

第13条 武道館を利用する者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、武道館を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

3 略

(原状回復義務)

第13条 武道館を利用する者は、その利用を終えたとき又は第6条の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、武道館を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。